

業 務 の 名 称	自動運転とシェアリングが融合した新しいモビリティサービスと社会・都市・生活の未来についての研究開発
業 務 概 要	本委託研究は、「自動運転」と「シェアリング」が統合した自動運転シェアリングサービス(以下、SAVs: Shared Autonomous Vehicle serviceと記す)に対する市民の要望や社会的受容性、既存公共交通事業との関係、駐車場需要や都市構造・社会生活への影響など、SAVsが実装された後の総合的モビリティサービスのあり方と社会・都市・生活の変化・変容について、技術的・社会的側面から検討を行うことにより、次世代の道路空間のあり方や交通安全施設の設置法等の検討に資するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 奥村 康博 茨城県つくば市旭1番地
契 約 年 月 日	令和4年7月26日
契 約 業 者 名	学校法人熊本学園
契 約 業 者 の 住 所	熊本県熊本市中央区大江2丁目5番1号
契 約 金 額 (税 込 み)	¥5,995,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥5,995,000-
随意契約によることとした理由	本委託研究については、国土交通省道路局により設置された学識経験者等からなる新道路技術会議において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準にもとづき審査された結果、平成31年3月、本研究課題及び委託先(熊本大学 溝上章志教授を研究代表者とするグループ)が選定されたものであり、令和2年3月に同会議で行われたFS評価、令和3年3月及び令和4年3月に同会議で行われた中間評価で研究の継続が妥当であると評価されたものである。なお、本委託研究の評価結果等については、国土交通省道路局ホームページ等で詳細に公表されている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。
業 務 場 所	茨城県つくば市旭1番地
業 種 区 分	-
履 行 期 間 (自)	令和4年7月27日
履 行 期 間 (至)	令和5年3月15日
落 札 率	-
再 就 職 の 役 員 の 数	-
備 考	